

令和 8 年木造建築士試験

問 題 集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

1. この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
2. この問題集は、表紙を含めて12枚になっています。
3. この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
4. 問題は、全て五肢択一式です。
5. 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
6. 解答に当たっての留意事項は、下記の(1)～(4)のとおりです。
 - (1)適用すべき法令については、令和8年1月1日現在において施行されているものとします。
 - (2)建築基準法令に定める「構造方法等の認定」、「耐火性能検証法」、「防火区画検証法」、「区画避難安全検証法」、「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」の適用については、問題の文章中に特に記述がない場合にあっては考慮しないものとします。
 - (3)各種法令に定める手続等に係る「情報通信の技術を利用する方法」等については、問題の文章中に特に記述がない場合にあっては考慮しないものとします。
 - (4)地方公共団体の条例については、考慮しないものとします。
7. この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます。
(中途退出者については、持ち帰りを禁止します。)

学科 I (建築計画)

〔No. 1〕 現存する木造建築物(一部RC造の建築物を含む。)とその設計者との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。ただし、()内は所在地を示す。

1. イタリア大使館別荘記念公園本邸(栃木県) ————— アントニン・レーモンド
2. 軽井沢の山荘(長野県) ————— 吉村順三
3. 旧岩崎家茅町本邸洋館(東京都) ————— ジョサイア・コンドル
4. 八勝館御幸の間棟(愛知県) ————— 堀口捨己
5. 聴竹居(京都府) ————— 前川國男

〔No. 2〕 建築環境工学に関する用語とその単位との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. CO濃度 ————— ppm
2. 色温度 ————— K
3. 直達日射量 ————— W/m^2
4. 熱伝導率 ————— $W/(m^2 \cdot K)$
5. ラウドネスレベル ————— phon

〔No. 3〕 空気環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 絶対湿度が同じ場合、室温が異なっても露点温度は同じである。
2. 絶対湿度を変えずに、空気を加熱すると、その空気の相対湿度は低くなる。
3. 上下の開口部に作用する圧力差は、室内外空気密度の差と中性帯からの垂直距離に比例して増加する。
4. 第3種換気は、室内の圧力を正圧にするので、臭気の発生する部屋に適している。
5. 透湿は、多孔質材料等の壁の両側に水蒸気圧差がある場合、水蒸気圧の高いほうから低いほうへ壁を通して湿気が移動することである。

〔No. 4〕 伝熱・結露に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 外壁に接した収納の建具の上下にスリットなどを設け、布団類を壁から離して収納すると、収納内の表面結露は、一般に、発生しにくくなる。
2. 冬期における木造住宅の小屋裏では、夜間の放射冷却の影響を受けて、外気温よりも低温になることがあり、結露が生じやすくなる。
3. 外壁の内部結露を防止するためには、防湿層を断熱材の室外側に設けることが有効である。
4. 中空層の熱抵抗の値は、中空層の密閉度・厚さなどによって異なる。
5. セッコウボード、ガラス、ステンレス鋼のうち、熱伝導率が最も大きいものはステンレス鋼である。

〔No. 5〕 光・色彩に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 北緯 35 度の地点における夏至の日の南中時の太陽高度は、約 80 度である。
2. 昼光率は、全天空照度に対する、室内におけるある点の昼光による照度の割合である。
3. 天空日射量は、一般に、大気透過率が高くなるほど増加する。
4. 点光源による受照面の照度は、光源からの距離の二乗に反比例する。
5. 進出色は、周囲よりも飛び出して見える色をいい、暖色や高明度色が該当する。

〔No. 6〕 音に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 聴感上の三つの要素は、音の大きさ、音の高さ、音色である。
2. 音響透過損失は、その値が大きいほど遮音性能が高い。
3. 同じ大きさに聞こえる 1,000 Hz の純音と 100 Hz の純音とでは、一般に、音圧レベルは 100 Hz の純音のほうが小さい。
4. 軽量床衝撃音の対策として、柔らかい床仕上げ材を使用することが有効である。
5. 騒音レベルは、普通騒音計の A 特性を用いて測定した値である。

〔No. 7〕 気候・気象・地球環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 風配図において、最も出現頻度の高い風向の風を卓越風という。
2. 1日の最高気温と最低気温の差を日較差といい、内陸部で小さく、沿岸部では大きくなる傾向がある。
3. 気温、湿度、降水量などの気候要素のうち二つを直交座標に図示し、1年間の推移を示した図をクリモグラフという。
4. 都市の高温化は、ヒートアイランド現象に地球全体の温暖化現象が加わったものである。
5. LCCM住宅は、建設から解体までのライフサイクル全体を通してCO₂排出量をマイナスとする住宅である。

〔No. 8〕 一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ウォークインクローゼットを、寝室から使用できるように配置した。
2. 家事を効率的に行うために、ユーティリティルームを洗面脱衣室に隣接して設けた。
3. 調理をしながら家族と会話できるように、LDKにアイランド型キッチンを設けた。
4. 動線の合理化・単純化を図るために、水まわりを分散配置するコア住宅とした。
5. SOHO (Small Office/Home Office) として、自宅で仕事をするために、ワークスペースを設けた。

〔No. 9〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. リビングアクセス型は、共用廊下側に居間や食事室を配置することにより、各住戸の表情を表に出しやすい。
2. 階段室型は、低層・中層の集合住宅に適しており、各住戸の通風、採光が得やすい。
3. メゾネット型は、各住戸が2層以上で構成されており、共用廊下のない階は通風に優れ、プライバシーが確保しやすい。
4. 長屋建て住宅は、屋内の共用廊下を通して各住戸に入ることにより、居住者同士の交流を促しやすい。
5. 接地型におけるコモンアクセスは、居住者が共用庭を通して各住戸に入ることにより、居住者同士の交流を促しやすい。

〔N o. 10〕 建築物を計画する際の敷地調査等に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 上下水道や電気、ガスなどの引込位置や状況を記録したうえで、自治体等の相談窓口へ出向き、計画する建築物の概要を説明し、敷地状況に関する事前確認を行った。
2. 敷地調査で磁北の方向を測定し、その方向を真北として建築確認申請の設計図書に明示した。
3. 大通りから敷地に至るまでの道路において、工事用の車両の往来が可能かどうかを確認した。
4. 前面道路の道路種別や幅員について、自治体等から情報を収集したうえで、現地で実測した。
5. ハザードマップなどにより、地震、水害、土砂災害などのリスク情報を把握した。

〔N o. 11〕 伝統的な木造建築に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 本床は、畳寄せの上に床^{がまち}框を取り付け、内部に床板や床畳を敷き込んだ床の間である。
2. 平書院は、文^{ふづくえ}机を縁側に張り出して造り付けとし、明かり採りの窓を設けたものである。
3. 鏡天井は、木の一枚板を床の間の一区画内に取り付けた天井である。
4. 無^む双^{そう}四^し分^ふ一^{いち}は、床の間に掛軸を掛けるために、床の間の天井回り縁の下端に取り付ける細い横木である。
5. 茶室に用いられる色紙窓は、大小二つの窓の中心軸を少しずらして、上下に配した形式のものである。

〔N o. 12〕 次の建築物と用語との組合せのうち、**最も関係の少ないものはどれか。**

1. 劇場 ————— プロセニウムアーチ
2. 事務所ビル ————— コアプラン
3. 図書館 ————— BDS(ブックディテクションシステム)
4. 病院 ————— ICU
5. 学校 ————— ユニットケア

〔N o. 13〕 一戸建て住宅の諸室等の一般的な平面寸法として、**最も不適当なものは、次のうちどれか。**

1. 玄関扉を外開きにした玄関の土間を、125 cm(幅)×90 cm(奥行)とした。
2. 洋式大便器と手洗い器を設ける便所を、120 cm×160 cmとした。
3. 自転車2台分の駐輪スペースを、120 cm(幅)×190 cm(奥行)とした。
4. 6人家族のダイニングルームを、330 cm×390 cmとした。
5. 学習机とシングルベッドを設置する子ども室を、180 cm×180 cmとした。

〔N o. 14〕 住宅の屋根に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 越屋根は、切妻屋根等の棟の一部に設けられた小屋根又はその下の開口部を含めた部分をいう。
2. 鋸^{しころ}屋根は、上部を切妻又は寄棟とし、下部を四方に段差をつけて緩い勾配とした屋根である。
3. マンサード屋根は、屋根面が途中で折れ、上部が緩勾配、下部が急勾配の屋根である。
4. 差掛け屋根は、建築物の外壁に接して設けられた片流れの屋根であり、下屋ともいう。
5. 方形屋根は、大棟から四方に葺きおろした屋根である。

〔N o. 15〕 建築物の階段に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 上階からの階段の下り始め3段を、曲がり部分として計画した。
2. 手摺^{すり}の端部は、上下階で床面に対して平行に450 mm延ばし、下向きに曲げた。
3. 階段上部の天井高さを、踏面の先端から2,100 mmとした。
4. 児童や幼児が利用する階段には手摺^{すり}を2段設置し、低いほうの手摺^{すり}の高さを踏面の先端の位置から600 mmとした。
5. 木製段板の短辺の小口を意匠上あらわしにしたかったので、ささら桁階段を採用した。

〔N o. 16〕 住宅の内部仕上げに関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 舟底天井は、断面が弓形又は屋形であり、天井の中央部分が両端に比べて高くなっている。
2. 幅木は、内壁と床の取合い部分に設ける見切り材として用いられ、壁の損傷や汚れを防ぐ役割がある。
3. 狝^{ちんくぐ}潜りは、床の間と脇棚とを仕切る壁の下部に設けられる開口部である。
4. 竿縁天井の竿縁の方向は、床挿しになるように、一般に、床の間に対して直角とする。
5. ジェットバーナー仕上げは、玄関等の床に用いられ、滑りにくさを考慮した仕上げである。

〔N o. 17〕 車椅子使用者に配慮した一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 洗面化粧台のカウンターの高さを床面から750 mmとし、カウンターの下部には造作棚を設けなかった。
2. 居室の出入口の前後は段差を避け、内法寸法で1,400 mm×1,400 mmのスペースを確保した。
3. 駐車スペースの幅は乗降を考慮して、3,500 mmとした。
4. 浴室の床面からの浴槽の縁の高さを、車椅子座面の高さに合わせた。
5. 玄関ポーチへのスロープは、勾配を $\frac{1}{10}$ とした。

〔N o. 18〕 環境に配慮した建築物の計画手法に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. ダイレクトゲインは、窓から入射する日射熱を直接室内に取り込むものである。
2. エアフローウィンドウは、一般に、二重のガラスの間にブラインド等の遮光装置を設置し、室内空気を通すことで、熱負荷を低減する方法である。
3. ライトシェルフは、窓中段部に設置した^{ひさし}庇であり、^{ひさし}庇上部で反射光を天井部に取り入れ、^{ひさし}庇下部では日射を遮蔽するものである。
4. パッシブデザインは、設備機器を用いず、建築物自体の配置・形状、窓の大きさ等を工夫することにより、暖房効果、冷却効果、照明効果等を得る設計手法である。
5. ソーラーチムニーは、居室などの南側に付室を設け、ここで集めた熱を室内に循環する方法である。

〔N o. 19〕 建築設備に関する次の用語の組合せのうち、**最も関係の少ないものはどれか。**

1. 換気設備 ————— ストレナー
2. 電気設備 ————— パワーコンディショナー
3. 衛生設備 ————— フラッシュバルブ
4. 排水設備 ————— グリーストラップ
5. ガス設備 ————— ヒューズコック

〔N o. 20〕 空気調和設備に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 再熱除湿機能を有するルームエアコンは、通常の冷房除湿運転と比べて消費電力量は増加するが、室温をあまり下げずに除湿できるので、快適性は向上する。
2. ダクト式セントラル空調機は、ヒートポンプ式熱源機等により空調された空気をダクトにより住戸内の居室等へ供給し、住戸全体を空調することができる。
3. 地下水を熱源とする水熱源ヒートポンプは、一般に、地下水温が外気温度よりも、夏期は低く冬期は高くなるので、空気熱源ヒートポンプに比べて、COPが低くなる。
4. タスク・アンビエント空調方式は、人の居住域に限定して適温にコントロールするので、一般に、省エネルギーを図ることができる。
5. 放射冷房は、気流や温度むらによる不快感が少なく、設定温度を高くしても、快適な室内環境を得やすい。

〔No. 21〕 換気設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 居室の外壁に設ける外気取入れのための給気口を排気のための換気扇の近くに設置すると、一般に、室全体の換気効率は向上する。
2. 住宅の居室に設置する 24 時間機械換気の換気回数は、原則として、0.5 回/h 以上とする。
3. 円形ダクトにおいて、送風量が同じ場合、ダクト径を小さくすると、圧力損失が増加する。
4. 居室における必要換気量は、一般に、成人 1 人当たり $30 \text{ m}^3/\text{h}$ 程度とする。
5. 便所の換気量の算出に用いられる換気回数は、一般に、5～15 回/h とする。

〔No. 22〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 水道直結方式の散水栓ボックス等で、吐水口空間が確保できない場合には、バキュームブレーカー等を設ける必要がある。
2. ウォータハンマーの発生を防止するためには、給水管内流速を 2.0 m/s 程度以下とすることが有効である。
3. 排水ますの設置位置は、敷地排水管の延長が、その管内径の 120 倍を超えない範囲に設ける。
4. 潜熱回収型ガス給湯機は、一般に、ドレン水の排水処理が不要である。
5. キャビテーションは、ポンプ内や高速で流れる水の中での低圧部分が気化し、気泡が発生する現象である。

〔No. 23〕 電気・防災設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 住宅の屋内電路の対地電圧は、原則として、150 V 以下でなければならない。
2. 廊下や階段等の照明を 2 箇所のスイッチで点灯・消灯できるようにする場合、3 路スイッチが用いられる。
3. 電気設備において、単相 2 線式の配線は、100 V と 200 V の 2 種類の電圧を併用することができる。
4. 電灯・コンセント用の分岐回路は、1 回路 20 A とする場合、100 V 回路では 1 回路に接続される負荷容量を 1,600 W 以下とする。
5. 住宅用防災警報器を壁面に設置する場合、その中心は天井から下方 15 cm 以上、50 cm 以内の位置に取り付ける。

〔N o. 24〕 建築設備の配管に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. さや管ヘッダ工法は、ヘッダ以降の配管に漏水の原因となる継手を使用せず、配管替えを容易に行うことができる。
2. 汚水排水系統の排水ますに2本以上の排水管が流入する場合は、流れを円滑にするために、泥だまりを設ける。
3. 上水と井戸水を併用して給水している住宅において、上水配管と井水配管を接続することは、クロスコネクションに該当する。
4. 公共下水道が合流式であっても、建築物内の雨水排水管は、他の排水管や通気管と兼用してはならない。
5. 自然流下式の排水立て管の管径は、どの階においても、最下部の最も大きな排水負荷を負担する部分の管径と同一にしなければならない。

〔N o. 25〕 建築設備の省エネルギーに関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 全熱交換型換気設備は、給気と排気の間で熱交換を行うことで、冷暖房負荷を低減することが期待できる。
2. ACモーターを搭載した換気機器は、一般に、DCモーターに比べて、消費電力が少なく、省エネルギーに有効である。
3. 多灯分散照明方式は、低消費電力の照明器具を分散して設置し、その合計消費電力を一室一灯照明方式の消費電力以下とすることで、省エネルギーに有効である。
4. 太陽熱利用システムは、一般に、太陽光発電システムに比べて、エネルギー変換効率が高い。
5. 昼間沸上げ形のヒートポンプ給湯機は、太陽光発電の余剰電力を利用して昼間に沸上げを行うもので、太陽光発電の自家消費率が上がり、かつ、省エネルギーにも効果がある。

学科Ⅱ（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 店舗の売場は、「居室」である。
2. 同一敷地内に建つ延べ面積の合計が500 m²を超える二つの建築物の1階において、相互の外壁間の中心線から3 m以下の距離にある部分は、原則として、「延焼のおそれのある部分」である。
3. 住宅の屋内階段は、「構造耐力上主要な部分」である。
4. 2階建て住宅の1階から2階に通ずる屋内階段の過半の模様替は、「大規模の模様替」である。
5. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの $\frac{1}{2}$ のものは、「地階」である。

〔No. 2〕 建築物の面積、高さ及び階数の算定に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 北側高さ制限における「建築物の高さ」の算定に当たっては、建築物の屋上部分にある階段室の部分の高さは算入する。
2. 「階数」の算定に当たっては、倉庫の用途に供する地階の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{7}$ の場合、「階数」に算入する。
3. 建築物の高さを算定する際の「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3 m以内の場合には、その接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。
4. 隣地高さ制限における「建築物の高さ」の算定に当たっては、原則として、地盤面からの高さによる。
5. 「延べ面積」の算定に当たっては、宅配ボックスを設ける場合、当該部分の面積は各階の床面積の合計の $\frac{1}{200}$ を限度として、「延べ面積」に算入しない。

〔No. 3〕 都市計画区域内(都道府県知事が指定する確認が不要な地域ではないものとする。)における次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物を新築する場合、浄化槽法第3条の2第1項の規定による浄化槽の規定については、建築基準関係規定に該当し、建築主事等又は指定確認検査機関による確認審査等の対象となる。
2. 建築主は、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物の工事をする場合においては、それぞれ当該各条に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。
3. 建築主は、建築基準法第6条第1項の規定による工事が特定工程を含む場合において、その特定工程に係る工事を終えたときは、原則として、その日から7日以内に建築主事等又は指定確認検査機関に到達するように、中間検査を申請しなければならない。
4. 確認済証の交付を受けた建築物の大規模の修繕の工事の施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。
5. 木造2階建て、延べ面積130㎡の一戸建て住宅を新築する場合、建築主は、原則として、完了検査の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該一戸建て住宅を使用し、又は使用させてはならない。

〔No. 4〕 木造建築物に関する次の行為のうち、建築基準法上、**全国どの場所においても、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。**ただし、建築物の高さは、いずれも9m以下とする。

1. 平家建て、延べ面積170㎡の診療所(患者の収容施設があるもの)における床面積30㎡の増築
2. 平家建て、延べ面積200㎡の事務所の大規模の修繕
3. 2階建て、延べ面積90㎡の一戸建て住宅の移転
4. 2階建て、延べ面積150㎡の一戸建て住宅から寄宿舍への用途の変更
5. 2階建て、延べ面積210㎡の共同住宅における床面積10㎡の増築

〔No. 5〕 居室の採光に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った照明設備の設置や有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置は講じられていないものとする。

1. 住宅における居室に設置した面積 0.6 m^2 の天窓については、採光に有効な部分の面積を 1.8 m^2 とした。
2. 老人福祉施設における床面積 30 m^2 の食堂に、採光に有効な部分の面積 5 m^2 の窓を設置した。
3. 住宅におけるふすまで仕切られた床面積 20 m^2 と 10 m^2 の2室の居室については、床面積 30 m^2 の1室とみなして、開口部の採光に有効な部分の面積を算定した。
4. 病院における床面積 40 m^2 の病室に、採光に有効な部分の面積 5 m^2 の窓を設置した。
5. 住宅における居室に設ける開口部で、広場に面するものについて、採光に有効な部分の面積を算定するに当たって、当該広場に接する隣地境界線は、当該広場の幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなした。

〔No. 6〕 木造2階建て、延べ面積 150 m^2 の一戸建て住宅に設ける1階から2階に通ずる屋内階段に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、国土交通大臣が定める構造方法は考慮しないものとする。

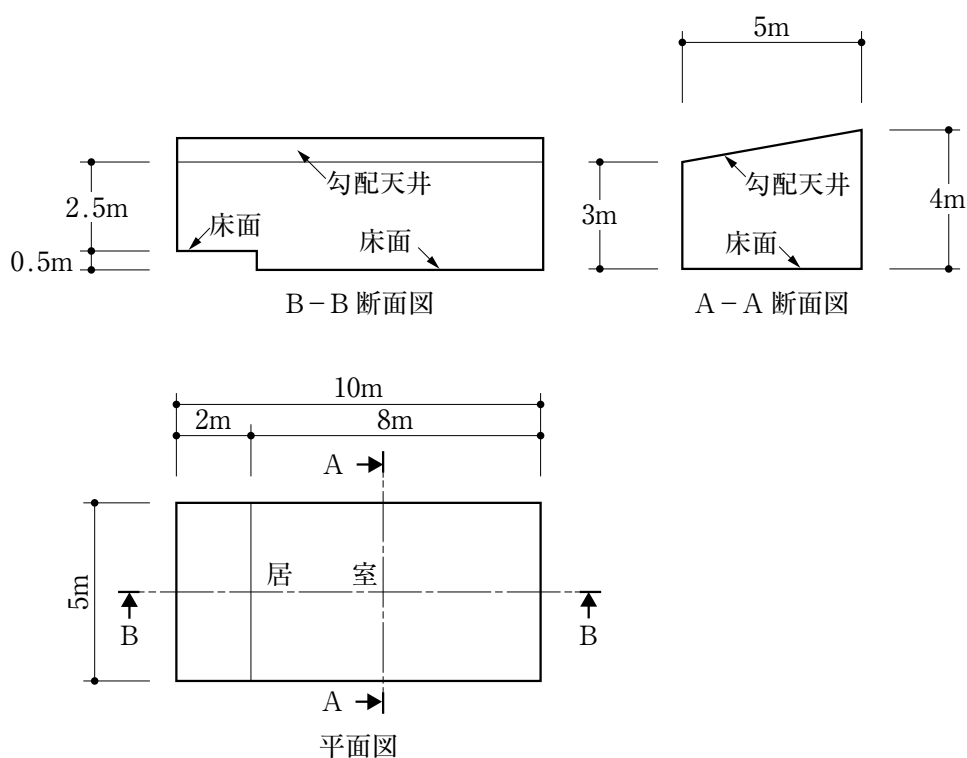
1. 1階の床から5段目までの高さが 1 m であったので、その部分には、側壁及び手すりを設けなかった。
2. 階段の蹴上げの寸法を 23 cm とした。
3. 階段の高さが 4 m であったので、踊場を設けなかった。
4. 幅 11 cm の手すりが設けられた階段の幅は、手すりの幅の 10 cm 分をないものとみなして算定した。
5. 回り階段の部分における踏面の寸法を、踏面の狭い方の端から 40 cm の位置において 15 cm とした。

〔No. 7〕 木造2階建て、各階の居室の床面積の合計がそれぞれ120 m²の共同住宅(主要構造部が準耐火構造でなく、かつ、不燃材料で造られていないものとする。)に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、各階を当該用途に供するものとし、避難階は1階とする。

1. 合併処理浄化槽は、満水して12時間以上漏水しないことを確かめた。
2. 2階のバルコニーの手すりの高さを、バルコニーの床仕上り面から1.1 mとした。
3. 1階の居室の床下をコンクリートで覆ったので、床の高さを、直下の地面からその床の上面まで40 cmとした。
4. 便所の天井の高さを、2.0 mとした。
5. 建築物の敷地は、敷地内の排水に支障がなかったため、これに接する道の境よりも低いままとした。

〔No. 8〕 図のような一様に傾斜した勾配天井をもつ居室の天井の高さとして、建築基準法上、**正しい**ものは、次のうちどれか。

1. 3.00 m
2. 3.10 m
3. 3.25 m
4. 3.40 m
5. 3.50 m



〔No. 9〕 木造2階建て、延べ面積120 m²の一戸建て住宅の構造耐力上主要な部分に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。

1. 継手又は仕口は、ボルト締によりその部分の存在応力を伝えるように緊結したが、横架材の丈が大きいことにより柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあったので、当該柱を添木によって補強した。
2. 小屋ばり組には木板その他これに類するものを国土交通大臣が定める基準に従って打ち付けたので、小屋組には振れ止めを設けなかった。
3. 1階の柱と基礎とをだば継ぎにより接合し、かつ、当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことを国土交通大臣が定める方法によって確かめられたので、土台を設けなかった。
4. 2階建ての部分の隅柱を、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強したので、通し柱としなかった。
5. 柱、筋かい及び土台のうち、有効な防腐措置を講ずる部分の上端の高さを、土台の下端から上方1 mの位置とした。

〔No. 10〕 木造建築物の構造耐力上主要な部分に関するイ～ニの記述について、建築基準法上、誤っているもののみの組合せは、次のうちどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。

- イ. 木造平家建て、延べ面積60 m²の自動車車庫において、全ての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及び桁行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を鈎合い良く配置し、その軸組は、当該建築物が地震及び風圧に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従って設置するものでなければならない。
- ロ. 木造平家建て、延べ面積80 m²の一戸建て住宅の筋かいに、たすき掛けにするための欠込みをする場合は、必要な補強をしなければならない。
- ハ. 木造2階建て、延べ面積110 m²の事務所の構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比が150を超える場合は、必要な補強をしなければならない。
- ニ. 木造2階建て、延べ面積130 m²の一戸建て住宅の2階建ての部分の1階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、13.5 cmを下回ってはならない。

1. イとロ
2. イとハ
3. イとニ
4. ロとハ
5. ハとニ

〔No. 11〕 木造 2 階建て、延べ面積 200 m²の共同住宅の避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 2 階の住戸の床面積の合計が 100 m²の場合、当該階の共用廊下の幅に制限はない。
2. 敷地内には、建築基準法施行令第 125 条第 1 項の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が 90 cm以上の通路を設けなければならない。
3. 避難階が 1 階の場合、1 階又は地上に通ずる階段を直通階段としなければならない。
4. 住戸内の居室では、採光に有効な部分の面積の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{20}$ 未満の場合であっても、非常用の照明装置は設けなくてもよい。
5. 建築基準法施行令の規定による直通階段で屋外に設けるものは、準耐火構造のうち有効な防腐蚀措置を講じたものを除き、木造としてはならない。

〔No. 12〕 建築基準法第 35 条の 2 の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、建築基準法第 2 条第九号の三イ又はロのいずれにも該当しないものとし、主要構造部は、耐火構造でなく、居室は、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、国土交通大臣が定めるものはないものとする。

1. 木造 2 階建て、延べ面積 200 m²の一戸建て住宅における 2 階部分にある火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受けない。
2. 木造 2 階建て、延べ面積 230 m²の患者の収容施設を有しない診療所は、内装の制限を受けない。
3. 内装の制限を受ける長屋の居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、原則として、準不燃材料としなければならない。
4. 内装の制限を受ける居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、原則として、準不燃材料としなければならない。
5. 内装の制限を受ける調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、原則として、準不燃材料としなければならない。

〔No. 13〕 都市計画区域内における道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 都市計画法による新設の事業計画のある幅員 12 m の道路で、2 年以内に事業が執行される予定のものとして、特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路に該当する。
2. 道路法による道路で幅員 4 m 未満のもの(建築基準法第 42 条第 2 項の規定に基づき特定行政庁が指定した道を除く。)は、建築基準法上の道路に該当しない。
3. 道路内であっても、地盤面下には、建築物を設けることができる。
4. 幅員 25 m の自動車のみの交通の用に供する道路のみに 6 m 接している敷地には、原則として、建築物を建築することができない。
5. 工事を施工するために現場に設ける事務所の敷地であっても、道路に 2 m 以上接しなければならない。

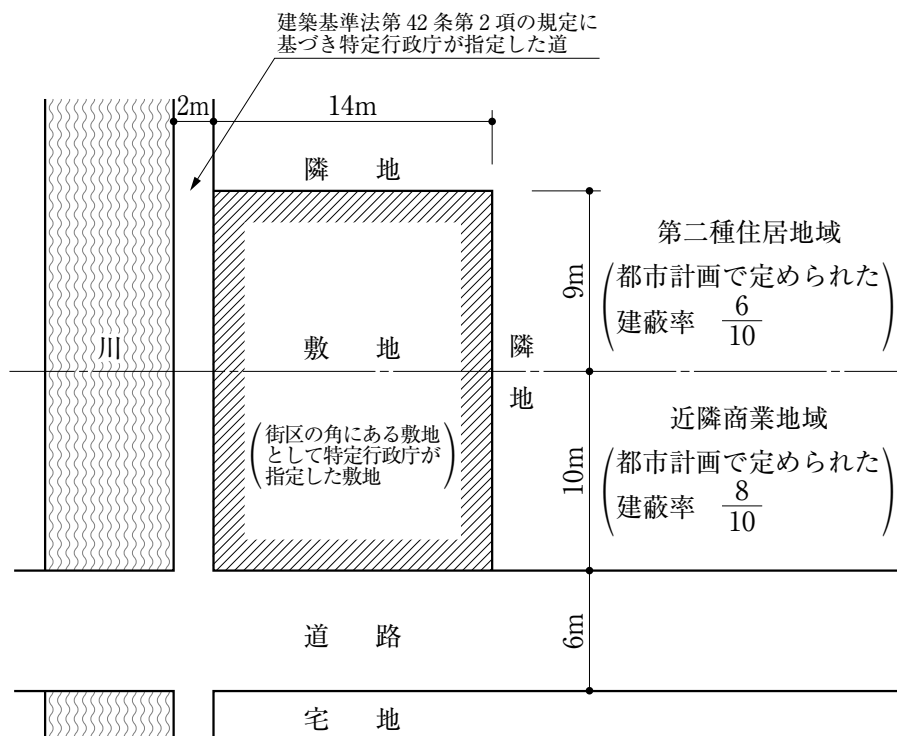
〔No. 14〕 次の建築物のうち、第一種中高層住居専用地域内において、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 平家建て、延べ面積 150 m²の郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
2. 平家建て、延べ面積 190 m²の家庭電器器具店(作業場の床面積の合計が 90 m²で、原動機の出力の合計が 0.75 kW のもの)
3. 平家建て、延べ面積 300 m²の自動車車庫
4. 2 階建て、延べ面積 150 m²の学習塾兼用住宅で、学習塾の部分の床面積が 80 m²のもの
5. 2 階建て、延べ面積 250 m²の保健所

〔No. 15〕 用途地域内の建築物の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

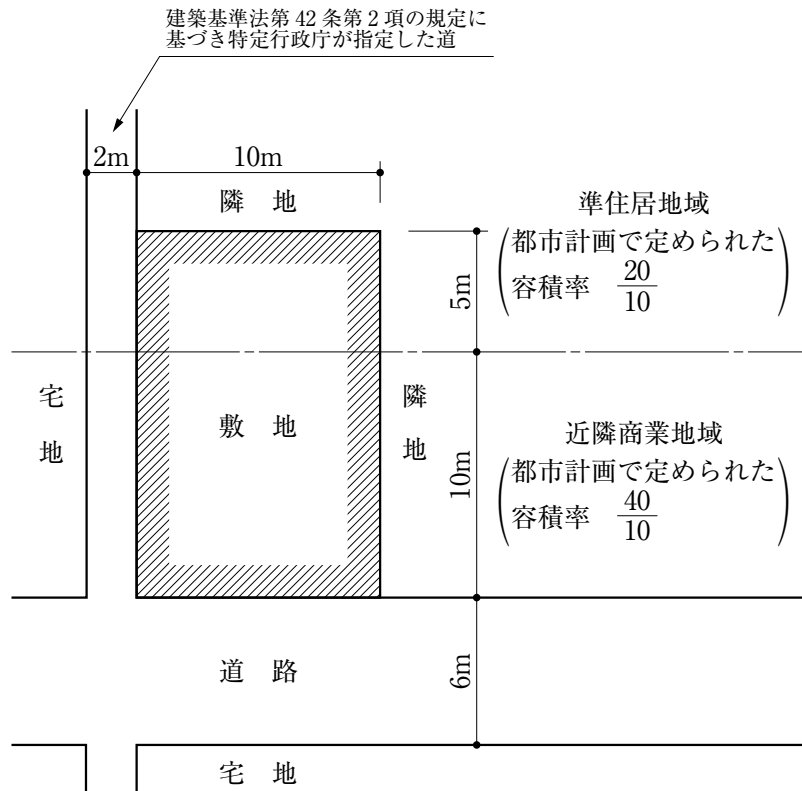
1. 第二種低層住居専用地域内においては、2 階建て、延べ面積 280 m²の図書館を新築することができる。
2. 第二種中高層住居専用地域内においては、平家建て、延べ面積 160 m²のパン屋(作業場の床面積の合計が 50 m²で、原動機の出力の合計が 0.75 kW のもの)を新築することができる。
3. 第一種住居地域内においては、2 階建て、延べ面積 300 m²のホテルを新築することができる。
4. 準住居地域内においては、平家建て、延べ面積 250 m²の原動機を使用する自動車修理工場(作業場の床面積の合計が 160 m²のもの)を新築することができる。
5. 工業地域内においては、2 階建て、延べ面積 130 m²の一戸建て住宅を新築することができる。

〔No. 16〕 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物（「耐火建築物等」又は「準耐火建築物等」ではない。）の**建築面積の最高限度**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、川を除き、図に示す範囲に高低差はないものとする。



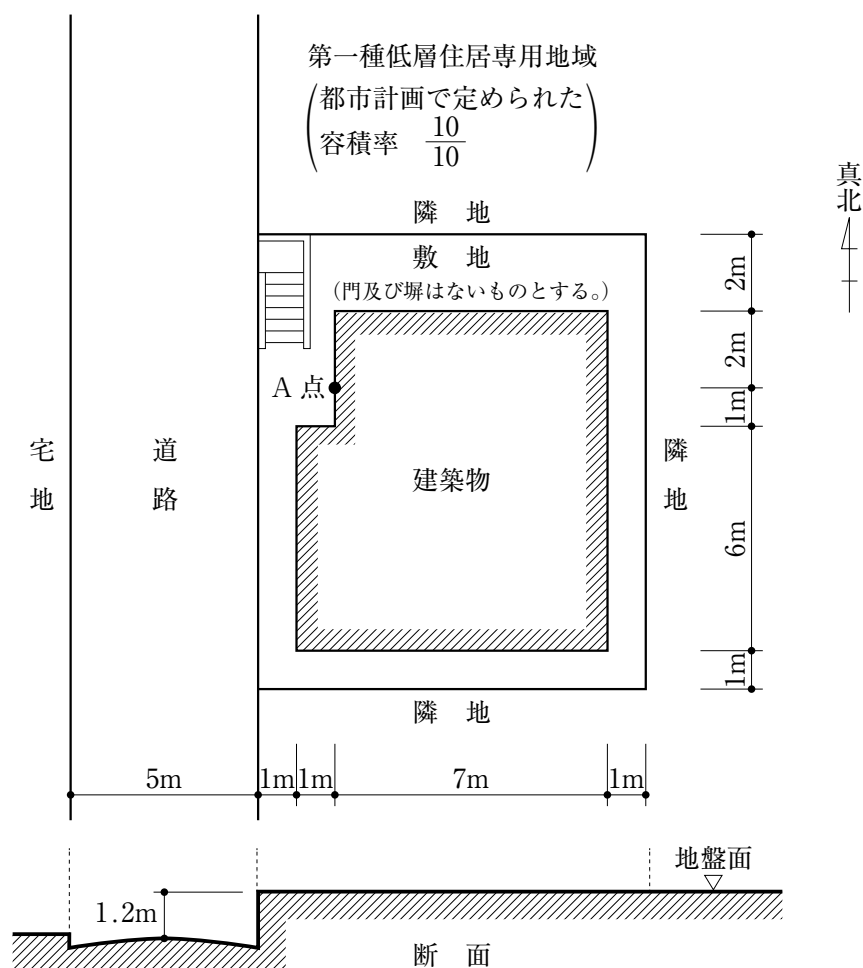
1. 160.8 m²
2. 171.0 m²
3. 183.6 m²
4. 198.9 m²
5. 214.2 m²

〔No. 17〕 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる診療所の延べ面積(同法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、特定道路の影響はないものとし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとする。また、図に示す範囲に高低差はないものとする。



1. 414 m²
2. 450 m²
3. 460 m²
4. 480 m²
5. 500 m²

〔No. 18〕 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地及び隣地の相互間に高低差はなく、道路の路面の中心の高さは敷地の地盤面より 1.2 m低い位置にあるものとし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとする。また、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率は考慮しないものとする。



	計 算 式	高さの最高限度
1.	$(1 + 5 + 1 + 1) \times 1.25 - 1.2$	8.80 m
2.	$(1 + 5 + 1 + 1) \times 1.25 - 1.2 + \frac{(1.2-1)}{2}$	8.90 m
3.	$(1 + 5 + 1 + 1) \times 1.25 - \frac{1.2}{2}$	9.40 m
4.	$5 + (2 + 2) \times 1.25$	10.00 m
5.	$5 + (2 + 2) \times 1.5$	11.00 m

〔No. 19〕 防火地域又は準防火地域に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 防火地域内において、高さ2mの装飾塔で建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
2. 建築物が「準防火地域」と「防火地域又は準防火地域に指定されていない区域」にわたる場合において、その建築物が準防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定は適用されない。
3. 準防火地域内において、木造住宅に附属する高さ2.5mの塀は、延焼防止上支障のない構造としなければならない。
4. 準防火地域内において、一戸建て住宅の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないもの又は屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものでなければならない。
5. 防火地域内において、2階建て、延べ面積110㎡の一戸建て住宅を新築する場合、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。

〔No. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の敷地が異なる用途地域の内外にわたる場合、建築物の用途については、その敷地の全部について敷地の過半の属する用途地域の規定が適用される。
2. 市町村は、地区整備計画等が定められている地区計画等の区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。
3. 非常災害があった場合の非常災害区域等内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕で、その災害が発生した日から1月以内にその工事に着手するものについては、防火地域内に建築する場合を除き、建築基準法令の規定は適用しない。
4. 建築協定は、認可の公告のあった日以後において当該建築協定区域内の土地の所有者等になった者に対しても、原則として、その効力がある。
5. 指定確認検査機関が確認済証の交付をした建築物の計画について、特定行政庁が建築基準関係規定に適合しないと認め、その旨を建築主及び指定確認検査機関に通知した場合であっても、その確認済証は有効である。

〔No. 21〕 次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所に属する木造建築士は、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、登録講習機関が行う所定の定期講習を受けなければならない。
2. 木造建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主事等に報告しなければならない。
3. 木造建築士は、他の木造建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとする場合、当該建築士の承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
4. 都道府県知事は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、木造建築士に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
5. 木造建築士は、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項を除き、木造の建築物に関する建築工事契約に関する事務及び建築工事の指導監督を行うことができる。

〔No. 22〕 木造建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 木造建築士事務所の開設者は、新たに登録した木造建築士が当該建築士事務所に属する建築士となったときは、2週間以内に、その旨を当該都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)に届け出なければならない。
2. 木造建築士事務所の管理建築士は、当該建築士事務所の業務に係る他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成等の技術的事項を総括するものとする。
3. 木造建築士事務所の開設者は、工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、所定の「重要事項」を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
4. 木造建築士事務所の開設者は、設計受託契約を締結したときは、書面の交付に代えて、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができる。
5. 木造建築士事務所の開設者が保存しなければならない設計図書の保存期間は、作成した日から起算して15年間である。

〔No. 23〕 次の記述のうち、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
2. 建築主は、建築物の新築(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。)をしようとするときは、原則として、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。
3. 建築主は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更及び特定建築行為を除く。)をして要確認特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。
4. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた者は、建築基準法に基づく確認申請書を建築主事等に提出するときに、併せて適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。
5. 建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならない。

〔No. 24〕 次の建築物のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、特別特定建築物に該当しないものはどれか。

1. 事務所
2. 理髪店
3. 集会場
4. 公衆便所
5. 飲食店

〔No. 25〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「宅地造成及び特定盛土等規制法」上、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、原則として、工事主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
2. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」上、住宅の給水又は排水の設備で政令で定めるものは、「維持保全」における点検又は調査の対象とはならない。
3. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」上、新築工事等に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為は、「分別解体等」に該当する。
4. 「建設業法」上、建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならない。
5. 「建設業法」上、建設工事の請負契約の当事者は、請負契約に記載した事項について変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

